

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第2号）

令和5年（2023年）10月5日（木曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名（欠は欠席者）

委員長	松原淳二	副委員長	藤田稔人
委員	三上洋右	委員	鈴木健雄
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	細川正人	委員	よこやま峰子
委員	佐々木みつこ	委員	北村光一郎
委員	小竹ともこ	委員	中川賢一
委員	三神英彦	委員	山田一郎
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
欠委員	村上ゆうこ	委員	かんの太一
委員	あおいひろみ	委員	水上美華
委員	篠原すみれ	委員	定森光
委員	國安政典	委員	福田浩太郎
委員	好井七海	委員	竹内孝代
委員	森山由美子	委員	小形香織
委員	池田由美	委員	田中啓介
委員	丸岡守幸	委員	坂元みちたか
委員	荒井勇雄	委員	米倉みな子

開会 午後1時

●松原淳二委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。村上委員からは欠席する旨、山田洋聡委員からは三神英彦委員と、わたなべ委員からは好井委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

議事に先立ち、審査方法について確認いたします。

質疑者、討論者及び答弁者は起立して発言すること、答弁を行う部長及び課長は冒頭に職及び氏名を名のってから発言すること、なお、同一委員への答弁が続く場合は最初だけでよいこととします。また、質疑及び答弁は簡潔を旨とし、前置きなどは極力省き、内容の重複等も避けながら、定

められた審査日程のとおり進めることのできるようご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 令和4年度札幌市各会計歳入歳出決算認定の件中関係分を議題といたします。

最初に、令和4年度札幌市一般会計歳入歳出決算中、歳入のうち一般財源、第2款 総務費 第1項 総務管理費中会計室及び財政局関係分、第3項 税務費、第9款 公債費 第1項 公債費、第10款 諸支出金 第1項 財産取得費、第2項 他会計繰出金中財政局関係分、第12款 予備費 第1項 予備費、令和4年度札幌市基金会計歳入歳出決算及び令和4年度札幌市公債会計歳入歳出決算について、一括して質疑を行います。

●山田一郎委員 私からは、最低制限価格の引上げについて、また、アクションプラン2023にお

ける市債の残高について、大きく質問させていただきます。

まずは、最低制限価格の引上げについて質問いたします。

国が令和4年4月告示分から、ダンピング対策のさらなる徹底に向けた低入札価格調査基準価格の設定における一般管理費等について、その算入率を10分の5.5から10分の6.8に引き上げる見直しが行われました。また、このような国の動きもあり、札幌市においても、令和4年4月1日以降の告示から、一般管理費等の算入率を10分の6.5から10分の7に引き上げていることは承知しております。

工事の最低制限価格につきましては、国の水準以上に設定基準が引き上げられてきたことでありますが、我が会派といたしましては、さらなる引上げが必要だと考えているところであります。

昨今の担い手不足や資材費高騰などで、建設業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、最低制限価格の引上げ、こちらは関係業界団体の切実な要望でもございます。品確法に掲げる将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、これの実現のため、発注者の責務として、企業の安定的な経営につながる適正な価格での契約を目指すべきと考えます。

建設業を取り巻く環境は、常に変化しており、年々、状況が厳しくなっております。将来に向けた人材投資もままならず、将来的に公共事業の実施にも影響が生じる可能性があると考えているところでございます。

そこでまず、質問ですが、建設業を取り巻く状況をどのように考えるか、認識を伺います。

●北川管財部長 建設業を取り巻く状況への認識についてお答えをいたします。

令和5年5月の国の中央建設業審議会基本問題小委員会の資料によりますと、60歳以上の建設技能者は全体の約26%を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれているようです。一方、これからの建設業を支える29歳以下の

割合は全体の約12%程度となっております。若年入職者の確保と育成は喫緊の課題と考えてございます。

また、本市が公表しております資材単価によりますと、令和5年9月公表分の主要な資材単価を前年同月比で比較した場合、鉄筋やH形鋼などの鋼材類及びアスファルト合材は2%程度の増加でございますが、軽油やガソリンなどの燃料類が約10%増加、セメント、生コンクリートが約30%増加と、一部の資材価格は高騰しており、建設業を取り巻く環境は、委員のご指摘のとおり、かなり厳しい状況にあるものと認識をしております。

●山田一郎委員 今ご答弁があったとおり、生産年齢人口の減少が加速する今後の社会環境の中においても、特に建設業界は担い手の確保や次世代の技術継承などといったものが問題になっているところであります。また、担い手が不足する中、労働時間の上限規制などの働き方改革への対応が必要となっており、労働環境の抜本的な変革を推進しなければならず、企業側にとっては、処遇改善やICT活用による生産性の向上など、様々な経費の増加も懸念されるところであります。

さらに、このような課題は、夏場の工事のみならず、除排雪体制の維持や安定化にも影響が及び、将来的には、持続可能な除雪体制を確保することも難しくなることが危惧されております。

そこで、次の質問ですが、建設業を取り巻く環境は、これは本当に厳しい状況との認識でありましたが、こういった厳しい状況を踏まえて、工事の最低制限価格について、札幌市独自の算入率の引上げ、また、さらなる見直しについてどのように考えているか、伺います。

●北川管財部長 算入率の引上げや最低制限価格のさらなる見直しについてお答えをいたします。

最低制限価格は、基本的にダンピング受注の防止を図る観点から設定しているものであり、建設資材高騰や労務費の上昇に対する価格転嫁に関し

ては、これまでも、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定や、単品スライドなど、契約に基づき、適切に対応をしているところでございます。

また、本市におきましては、令和4年4月に最低制限価格を見直し、一般管理費等の算入率を70%としており、国や道の68%よりも2ポイント上回る基準としているところでございます。しかしながら、担い手不足や働き方改革への対応など、建設業を取り巻く環境が変化する中において、企業が安定した経営を持続する上でさらに考慮すべき点があるかについては、業界団体の意見などを踏まえ、最低制限価格の改善について、引き続き、国や他の自治体の動向などを注視するとともに、昨今の厳しい状況を踏まえつつ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

●山田一郎委員 ただいまの答弁でも、大変厳しい状況については認識があるということは、伺って理解いたしました。ただ、今回の最低制限価格の引上げというのは、例えば、単に、今が景気が悪いからというわけではなく、やはり、時代がこのような時代になってきた、そのためにこういった措置も考えなければいけないというところで質問させていただきました。

今、国でも歩掛かりの見直しなどを検討している状況でもありますので、状況を注視し、速やかに対応できるような準備、また、自民会派の中でも、中央要望でも要望していきたいと考えておりますので、行政としての対応をよろしく願いいたします。質問を終わらせていただきます。

次に、市債の残高についてご質問させていただきます。

今回策定いたしました第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023では、令和5年度から9年度までの5年間にわたる計画年数の中で、600もの事業を予定しております。

計画事業費としては、現行アクションプランの5年間事業費を約36%ほど上回る1兆7,854億円を計画しております。また、アクションプラン

2023で策定している中期財政フレームによりますと、とりわけ建設事業に関しては、建設単価の上昇に加え、清掃工場などの市有建築物の老朽化対策や、喫緊の課題である学校施設への冷房設備の設置など、事業費の増加は顕著なものとなっております。5年間の建設事業費は、前回のプランよりも2,000億円ほど多い8,029億円を想定しております。

一方で、それらの事業を執行するための財源の内訳を見ますと、建設事業に関する市債4,462億円と34%増を見込んでおり、その他という項目が7,768億円と同じく30%増が見込まれております。

そこでまず、1点目の質問ですが、アクションプラン2023の中期財政フレームで示されている財源項目、その他の内訳について、主なものをご説明ください。

●生野財政部長 中期財政フレームの歳入のうちその他財源の内訳についてお答えをいたします。

アクションプラン2023の中期財政フレームで計上しておりますその他の歳入につきましては、中小企業金融対策資金貸付金収入のほか、不動産の売払いや貸付けなどの財産収入、使用料・手数料といったもので計上されておまして、5年間で7,768億円を見込んでおります。

なお、前回のアクションプラン2019との比較で額が増加しておりますのは、中小企業金融対策資金貸付金が新型コロナウイルス感染症の影響で増額となったこと、それから、学校給食費について公会計を導入したことによるものでございます。

●山田一郎委員 事業費が拡大する中においても、規律ある財政運営というのを守っていくことは、将来に向けた健全な市政運営のために不可欠な姿勢であります。その点、中期財政フレームの中で、財政規律の堅持が示されていることは評価いたしますが、その判断基準として、令和9年度末の市債残高が平成26年度末の水準を上回らないように適正に管理する考え方が示されておま

す。一方で、基金の残高は100億円を維持するとうたいながらも、漸減を予定しているようでございます。

もちろん、安易に市債を発行することは慎むべきではありますが、企業等の効率的かつ健全な経営上、適切な借金は大変有効かつ重要な資金調達手段であることは、社会一般で常識的に今広く受け入れられている認識であります。

我が国では、長く続いた低金利時代がこのところ多少の上昇もありながらも継続しており、依然として資金調達環境は良好でございます。しかしながら、世界の金利トレンドからは、我が国もいつ金利が上昇局面に転ずるか分かりません。

さらに、目下の急激なインフレに鑑みると、1兆7,000億余りの計画事業費が5年のうちには膨らむ可能性も大いにあると考えます。

そのようなことを総合的に勘案すると、まだ金利の低いうちに積極的に資金調達を行い、手元資金をいたずらに流出させないという、将来も見据えた立派な経営戦略がございます。別に借金を増やそうという話ではないんですけれども、ここで質問ですが、適切な市債残高が平成26年度水準、これを上回らないレベルとするのであれば、そう判断する客観的、合理的な理由や根拠があつてのことだと思いますので、その点のご説明を伺えればと思います。

●**生野財政部長** 市債残高の水準の根拠についてお答えいたします。

市債の発行は、建設事業に連動するものでありまして、今後予定している老朽化したインフラや公共施設の更新に加え、再開発や新幹線札幌延伸に関連する周辺環境整備といった都心のリニューアルによる建設事業費の増加が市債残高に影響することが見込まれております。

このため、当面は市債残高は増えていく見込みでありまして、今回のアクションプラン2023におきましては、今後30年間の財政収支の推計を行いまして、長期的な視点で財政の持続可能性を見据えた上で、5年間の中期財政フレームを作成して

おります。

人口減少の局面を迎えた中におきましても、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営を実現していくためには、今後の市債残高について、しっかりと基準を定めて適切に管理をしていく必要があると認識をしております。そのため、今後、計画事業を進めていくに当たりまして、アクションプラン2023で推計いたしました市債残高を大きく上回らないように執行管理することが重要との考えの下、令和9年度末市債残高の1兆3,172億円と同水準にあります平成26年度末の状況を基準と設定いたしまして、財政規律を保つべく、市債残高のベンチマーク、水準としたところでございます。

●**山田一郎委員** ベンチマークの基準でありましたが、それも一つの考えかもしれませんが、金利ですとか、物価動向なども踏まえた多面的な検討、これは、経営戦略上、不可欠であることを改めて申し上げておきます。

また、今回プランの5年間のうちに老朽化した公共施設に係る更新需要がピークを迎える見込みであり、今後の財政状況は決して楽観視できるものではありません。

また、札幌市は、令和3年に人口が戦後初めて減少に転じ、今後は、さらなる少子高齢化の進展が見込まれることや、人口減少に伴う市内経済規模の縮小、または、税収の減少が危惧されているなど、本市を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そこで、今年7月に財政局長に着任されました笠松局長におかれましては、引き続き、本当に厳しい財政状況、かつ、先行き不透明な状況下でのアクションプラン2023で掲げた事業を進めていく立場に当たっての財政当局トップとしての難しいかじ取りを取っていく立場であります。

そこで、着任早々ではございますが、笠松財政局長に現状の札幌市の財政状況とその見通し、あるべき姿などについてどのようなお考えをお持ちであるか、伺いまして、私の質問を終わらせてい

たきます。

●笠松財政局長 札幌市の財政状況とその見通し、それから、あるべき姿に対する考え方をお答えさせていただきます。

まずは、札幌市の財政状況でございますけれども、これまで、議会の先生方をはじめ、市政に携わってこられた先人、諸先輩の方々が、行財政改革ですとか、それから、公共施設マネジメントなどの不断の取組を積み重ねてきていただいたことによりまして、例えば、令和4年度の決算でいいますと、財政調整基金の残高は314億円余、そして、市債残高につきましては、臨財債を除きますと1兆841億円という一定の水準を確保することにご努力をされてきたものと、このように認識しております。

また、平成21年から全部施行されました財政健全化法に基づきまして、毎年度、議会へのご報告を経て公表いたします財政健全化判断比率につきましても、今議会に既にご報告しておりますけれども、令和4年度の実質公債費比率につきましては2.9%、それから、将来負担比率につきましては21.8%ということで、他の政令指定都市と比べましても、その健全性は確保された比率になっているのではないかと、このように考えております。

このようなことから、札幌市におきましても、委員のご指摘のとおり、人口減少ですとか、それから、少子高齢化、それから、経済状況など、いろいろ厳しい状況、環境、取り巻く環境は厳しいというものになっておりますけれども、一定程度の財政規律というものは堅持されていると、このように考えております。

次に、その見通し、あるべき姿についてですが、これは、一言で申し上げますと、今後予想される社会経済情勢の変化に適時・的確に対応していかなければならない、このように考えております。

具体的に申し上げますと、市民生活を守り、そして、持続的な所得向上ですとか、地方の成長、

投資の促進、それから、人口減少を乗り越える社会変革の推進、さらには、安全・安心の確保ですとか、こういった市民サービスを継続的に札幌市において実現できるように、長期的な視点を持って、財政の持続可能性を追求していくべきと、このように考えております。そのためには、歳入・歳出の改革ですとか、財政基盤の強化といったことを図りながら、アクションプラン2023にお示しました方針ですが、将来を見据えたバランス重視の財政運営、この構築がとりわけ重要というふうに考えております。

委員がご指摘の厳しい財政状況、先行き不透明な状況下におきましては、これは札幌市だけではございません、地方財政全体の話になるかと思っておりますけれども、言わば、高度経済成長のときですとか、バブルの時代のあれもこれもというふうな考え方ではなくて、あれかこれかというふうな、言わば選択という言葉が一つのキーワードになっていくのではないかと、このように考えております。

●篠原すみれ委員 私からは、競争入札参加資格登録時の手続について伺います。

私は、行政書士の仕事も行っており、各種登録、許認可、届出申請の書類作成、提出代行、代理をしております。しかし、実情としては、行政書士等に手続を委任せず、事業者自らが各種手続をされることのほうが多いです。

事務手続に専念できる職員がいる事業者はもとより、現場の業務もこなさなければならない従業員しかいない事業者が並行して事務手続を行うことが大変であることは、想像に難くありません。実際に、事業者から、各種手続の多くは、役所の窓口へ提出する書類が多く、煩雑な手続であること、自治体によって取扱いが違うことを嘆くお声が度々聞こえます。

札幌市では、入札参加資格の名簿登録を集約して行っており、工事では2年に一度、物品や役務では4年に一度実施されております。そのため、登録の申請時期には、法人の登記事項証明書や納

税証明書を含めた幾つもの書類をそろえ、手続をすることとなります。

このうち、納税証明書については、申請者自らが市税事務所または市役所で取得し、ほかの申請書類とともに提出する流れとなります。具体的に、納税証明書の発行は、窓口へ行き、並んで、用紙で請求し、400円の発行手数料を支払い、取得したものを申請書類に添付いたします。これは、つまり、札幌市に申請する書類に札幌市が発行する納税証明書を札幌市に手数料を支払い、添付しなければならないということであり、何とかならないものかという疑問がございます。

そのため、まずは入札参加資格登録の状況を確認したいと思います。

そこで、質問ですが、現時点での入札参加資格者名簿の登録者数ですが、工事と物品・役務での登録者数と、その登録者数のうち、市内事業者数について伺います。

●北川管財部長 競争入札参加資格者名簿の登録者数についてお答えをいたします。

10月1日現在、工事の名簿登録者数は全体で2,690者でございます、そのうち、市内事業者は1,619者で60.2%となっております。

また、物品・役務の名簿登録者数は、全体で5,093者であり、そのうち、市内事業者は2,937者で57.7%となっております。

●篠原すみれ委員 札幌市の入札参加資格者名簿の約6割が札幌市内の事業者であるということで、申請者のうちの市内事業者の数は決して少なくないです。

それで次に、入札参加資格の登録申請で納税証明書を取得しなければならないのはどこの自治体でも同様の扱いなのか、確認いたしました。すると、政令指定都市の中には、いわゆる市内事業者の場合に納税証明書の提出を不要としているところがあることが分かりました。

その納税証明書の提出を不要としている九つの政令指定都市では、その市内に本店や事業所を置く事業者限定となりますが、別途、紙の承諾書な

どを提出することで、わざわざ納税証明書を取得して提出する必要がないと聞いております。これにより、事業者は、窓口に並んで発行手数料を支払い、納税証明書を取得する必要がなくなります。そして、自治体内部において、契約部門と税務部門がやり取りをすることで、その事業者に市税の未納がないことを確認しているとのことです。

納税内容を全て共有することは難しいと思いますが、事業者に未納の税額がないかの納税状況を確認することは可能ではないでしょうか。承諾書の提出により、納税証明書の発行が不要となると、事業者の手間を省くことができます。このことで、本市にとっては、400円の発行手数料という収入が減りますが、事業者の労力が軽減されるという面で、申請者の目線に立った手続が実現化されます。

そこで、質問ですが、他都市において導入されている、税務部門との連携により納税証明書の提出が不要となる方策について見解を伺います。

また、将来に向けて、資格登録の手続全般の簡素化や、電子化による紙によらない申請方法などの検討を進めていくべきと考えますが、どのような見解か、伺います。

●北川管財部長 納税証明書の提出が不要となるような方策の検討、また、今後の紙によらない申請方法などの検討についてお答えをいたします。

入札参加資格者名簿の登録申請におきましては、現状、登記簿や使用印鑑届出書、経営事項審査結果通知など、紙での提出書類が数多くある中、市内、市外を問わず、全ての事業者に納税証明書を提出いただく方法としてきたところでございます。

市内の事業者から納税状況調査の承諾書を提出してもらうことにより、証明書提出が不要となる方策につきましては、利便性や費用対効果、また、システム改修の費用など、それから、先行他都市の状況などを調査して、ぜひ検討をしてまい

りたいと考えてございます。

今後の入札参加資格の登録手続全般につきましては、将来的な電子契約の導入に向けた検討と併せて行っているところでありまして、紙によらない申請方法を目指して、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

●**篠原すみれ委員** 納税証明書の取得、提出の取扱いについて、他都市の手段を取り入れることで、市内事業者の手間が一つ省けるようになります。そして、ただいま答弁で前向きに検討したいというご回答をいただき、大変うれしく思います。忙しい事業者にとって、本当に大きな一歩だと思います。ぜひ、引き続き検討をよろしく願いたいと思います。

最近では、住民票取得などの一部請求手続で、市民が手軽に事実証明に関する書類を取得することが可能となりました。また、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023には、行政のデジタル環境の整備が盛り込まれております。さらなるDXの推進により、事業者や市民にとって利便性が高まる行政手続となるよう、他都市を参考にしながら、よい取組は導入し、創意工夫し、制度を変えていくことが重要です。

一方で、デジタル化に対応するのが難しい事業者にも配慮をしながら、申請等手続を電子化へ移行する改革をできるところから着実に進めていくべきと考えます。

財政局においても積極的な取組を図ることを期待して、私の質問を終わります。

●**森山由美子委員** 私からは、地方公会計制度による行政コスト分析について質問をいたします。

我が会派では、これまでも、市民の信頼を高めるため、自治体が事業情報をコストも含め、分かりやすく的確に提供すること、いわゆる地方公会計の取組による行政コストの見える化について重要視してきたところです。

札幌市では、財政情報の公開の取組として、冊子、さっぽろのおサイフに事業別の市民1人当た

りの行政コストや決算時の財務書類の公開に加えて、事業ごとのセグメント分析について、ホームページで公表をしております。予算や決算の公表時期を捉えて、ホームページやさっぽろのおサイフなどを通じて、適宜、市民に対する情報公開を進めてきたことは理解をしておりますが、この行政コストの見える化に係る取組は、まだ市民には浸透しておらず、工夫が必要かと思われま

す。そのような中で、今年度からは、地方公会計の取組の一環として、財務会計システムの再構築に合わせて日々仕訳が導入されました。

昨年の決算特別委員会において、我が会派の竹内委員より、この仕訳導入の効果を確認しましたところ、職員が日頃意識しない行政コストに触れ、業務改善等の意識を高めるきっかけとなり、効果的・効率的な行財政運営につながることを期待されるということでありました。

また、財務書類作成業務の平準化が図られるなど、今後の財務書類の公表時期の前倒し、効率化が期待されると聞いております。

そこで、質問ですが、現在までの地方公会計制度に係る取組状況についてお伺いいたします。

●**生野財政部長** 地方公会計制度における取組状況についてお答えをいたします。

地方公会計制度における財務書類作成・公表の取組は、市民に対する一層の説明責任を果たすとともに、市の施策に対する、市民のコスト面からの関心を高め、内容のさらなる理解につながるものと認識をしております。

まず、日々仕訳につきましては、委員のご指摘のとおり、令和5年度の予算の執行から導入しております。決算後に公表する財務書類につきましては、この仕訳を基に作業を進めることで、例年より早く公表できる予定となっております。

また、市民にとって身近な事業である除雪業務や清掃業務など、合計18事業の行政コスト計算書、これを財務書類と併せて作成しておりますけれども、今年4月に公表した行政コスト計算書につきましては、新たに過去3か年分の経年比較と

分析を盛り込んだところでございます。

●**森山由美子委員** 日々仕訳による財務書類が作成されるのは来年度からということでありましたが、その他の取組として、事業別の行政コスト分析について、過年度の比較分析を新たに要素として加えるなど、一部、工夫を取り入れているということでございました。

この地方公会計制度の取組については、9割を超える自治体で財務書類や固定資産台帳が整備されるなど、一定の浸透が見られますが、そこから得られる情報の具体的な活用について、国も以前から研究会を立ち上げ、自治体の実情や有識者の見解などを踏まえながら、具体的な手法や本制度の課題整理について検討を進めている状況と伺っております。

このような国の取組を注視することはもちろんのこと、本市も、独自の取組として、地方公会計制度の行政コストの活用手法について、さらなる展開に期待をしたいところでございます。

そこで、質問ですが、今後の行政コスト分析に係る取組についてどのように考えているのか、伺います。

●**生野財政部長** 今後の行政コスト分析に係る取組についてお答えをいたします。

人口減少・少子高齢社会が進展する札幌市におきましては、限りある財源を有効活用するため、これまで以上に事業の選択と集中が求められており、この事業別のコスト分析を施策の優先順位づけに必要な判断材料の一つとして、将来的には活用できるものと認識をしております。そのため、今年度からの新たな取組といたしまして、総務省によるアドバイザーの派遣制度を活用しまして、行政コストの他都市比較と分析に着手したところでございます。

この行政コストの他都市比較は、各都市の実情から単純な比較が難しいところではありますが、アドバイザーから助言を受けることによりまして、これまで分析を行っている18分野のうち、市営住宅事業につきまして、今年度中の分析、公

表を目指して取り組んでいるところでございます。

こうした取組をはじめ、引き続き、行政コスト分析を進めることで、財政の効率化、適正化を図るとともに、市民に分かりやすい的確な財政情報の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

●**森山由美子委員** 地方公会計制度の目的の一つであるマネジメントに事業性のコスト分析を重視するとのことであり、一定の評価をいたします。

このたび発表されたアクションプラン2023には、財政運営の取組の一つとして、適切な目標設定・事業評価を通じた「事業見直しサイクル」の確立が盛り込まれており、その中では、事業化にあっては、適切な成果目標を立てた上で、事業評価の枠組みを設定し、客観的なデータに基づいた事業の効果検証を行うとされております。

この効果検証にあっては、まさに、今質問をしてきました地方公会計制度による事業コスト分析や、日々仕訳を通じて得られたデータを事業評価における客観的なデータの一つとして有効活用していくことが本来望ましいと考えます。

今後とも、この地方公会計制度による行政コスト分析を活用することで、分かりやすいだけでなく、市の施策に対する市民の理解や信頼を高められるよう、取組を進めていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

●**荒井勇雄委員** 私からは、本市の財政状況に関する認識について、質問させていただきたいと思います。

初めに、財政部で作成された令和4年度決算の概要において、主要財政指標の状況について説明されておりますが、そちらによりますと、令和4年度末における財政調整基金の残高は314億円で、令和2年度末の319億円に次ぐ規模となっております。また、一般会計の市債残高は1兆981億円、特別会計と企業会計を含めると1兆6,305億円、いずれも前年度より僅かながら減少



しており、これに伴って、市民1人当たりの市債残高も54万9,479円と、こちらも前年度より僅かながら減少しております。

この市債であります、よく借金とは申しましても、学校や市営住宅、清掃工場など建設、施設改修のほか、道路、公園など、インフラ整備に充てるものが大半であり、これらは長きにわたって市民が利用するものでありますから、この借金は決して悪いものではないと認識しております。

そこで、財政基金を含めた基金全体と市債残高について、何点かお伺いしたいと思います。

このたび札幌市が公表しました第2次まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023の中で、財政面の取組では、令和9年度末の財政調整基金の残高について、100億円の水準を維持するとしておりますが、この100億円の水準を維持する考え方の根拠について、まず教えてください。

●**生野財政部長** 財政調整基金の残高の水準を100億円とすることに対する考え方についてお答えをいたします。

財政調整基金は、年度間の財政収支の不均衡を調整するためのものでありまして、財政面での急激な環境変化に対応するための貴重な財源として、一定の規模を次世代に引き継ぐ必要があると認識をしております。

近年では、除排雪に係る補正予算の財源の一部として財政調整基金を活用してきておりまして、例えば、令和3年度の大雪の際には89億円を補正予算に計上しておりますことなどから、残高につきましては、100億円を確保する必要があると考えているところでございます。

●**荒井勇雄委員** 次に、基金については、令和5年度において総額1,225億円の残高があり、持続可能な財政運営において、30年後においても400億円程度の基金残高を維持できる見込みとしております。しかし、30年後とはいっても、基金の残高が現在の3分の1まで激減するわけであり、市民の皆様が安心してくださいますと云える水準、基準であるのかと懸念されるところであります。

す。

こちらは、私の無用の心配であるのか、杞憂であるのかどうか、この点について、ぜひとも認識をお聞かせ願いたいと思います。

●**生野財政部長** 30年後の基金残高の認識についてお答えをいたします。

30年の長期推計では、人口減少に伴い、歳入の減少を見込む一方で、歳出につきましては、公共施設の更新などによりまして大幅な減少を見込めないことから、各年度の収支不足については、基金を活用していく必要があるというふうにご考えております。このため、将来の基金残高は減少を見込んでいただいております。

こうした状況におきましても、税源涵養の取組ですとか、歳入・歳出における不断の見直しを継続的に行うことによりまして、30年後の基金残高につきましては、減少をするものの、400億円を確保する見込みでありまして、長期的に持続可能な財政運営が可能と見通しているところでございます。

●**荒井勇雄委員** 3点目、市債についてですが、令和4年度末市債残高は、全会計で1兆6,000億円に達するというところでございますが、この残高には、国が後年度において地方交付税で措置してくれるものと伺っております。その額を実際に教えていただきたいと思っております。

●**生野財政部長** 令和4年度末の市債残高における地方交付税の措置額についてお答えをいたします。

札幌市の令和4年度末の市債残高につきましては、一般会計、特別会計、企業会計の全会計を合わせまして1兆6,305億円となっております。このうち、一般会計で交付税措置される元金償還額は、公共事業をはじめとする一般会計債や、元金償還の100%が措置されます臨時財政対策債、また、一般会計が企業会計に繰り出す公営企業債などの元金償還分、合わせまして約8,800億円を見込んでいただいております。

●**荒井勇雄委員** 今回示されましたアクション

プラン2019に関する評価の中で、財政運営の取組に関して、歳入・歳出の改革などの取組により一定の成果が見られる一方、本市の財政基盤はいまだ脆弱であり、社会保障費や公共施設の更新など、財政需要の増加は今後も続くので、持続可能な財政構造の維持と長期的な財政運営の視点が必要であると述べられております。

一方、財政局が取りまとめている主要財政指標に関する資料を拝見いたしますと、札幌市の財政力指数は政令指定都市平均よりも下回っているものの、実質公債費比率や将来負担比率は政令指定都市平均よりも低く、引き続き、健全な財政運営を行っていると言えると思っております。

このように、札幌市の財政基盤はいまだ脆弱であるとする一方で、引き続き、健全な水準を維持しているという見方、必ずしも矛盾するものではないと思っておりますが、我々にとっては、札幌市の財政は虚弱体質なのか、いやいや、その実、かなりしたたかさを備えている、つまり、見た目以上に健康であると捉えているのか、分かりにくい面がございます。

札幌市の財政状況、体力について、どのような認識なのかを改めてお聞かせください。

●**生野財政部長** 札幌市の財政状況や体力の認識についてお答えをいたします。

令和4年度決算における札幌市の財政力指数は、0.723と政令指定都市の中では下位に位置をしております。必要な財政需要を自らの税収等で賄えず、財政基盤が脆弱な状況でございます。

一方で、令和4年度決算における実質公債費比率は2.9%、将来負担比率は21.8%と、政令指定都市の中では上位に位置をしております。財政の規模に対して対外的な債務が少なく、財政状況は健全な状況であります。

このように、財政破綻のリスクは小さい状況にはありますが、今後、札幌市独自の施策など、市民に対して真に必要なサービスを提供していくためには、市税収入をはじめとする自主財源を確保していくことが重要であると認識をしております。

す。

そのため、子育てに優しいまちづくりなどによる施策の展開や、経済の活性化、都心の再開発による税源涵養の推進など、めり張りの利いた財政運営を行い、財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

●**荒井勇雄委員** 近く、令和6年度の予算編成の方針が打ち出されると聞いておりますが、財政局として、厳しい厳しいと言うばかりでなく、これらの予算要求をする立場の各局の職員の方々が自分たちの仕事に自信を持てるよう、そして、何より197万人の市民の方々が札幌の将来に不安を抱かないような新年度の予算編成となるよう要望しまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

●**三神英彦委員** 私からは、去年の決算特別委員会に続いて、自治体が稼ぐということがどうなのかというのを今年についてもやろうと思っております。

先ほど山田一郎委員とのやり取りで、アクションプラン2023で計画期間中の事業費とその財源を示す中期財政フレームのやり取りがありました。また、より長期的な視点で持続可能な財政運営を行うためとして、今後30年間の長期的な財政見通しも示されたということになります。

この長期推計では、人口連動による歳入・歳出の増減、それから、施設更新等に伴う建設事業費の変動を見込んだ上で、30年後の2052年においても本市財政の健全性は確保可能と報告されました。

一方で、その前提条件としては、事務事業の集約等による見直し効果額や、基金の取崩し等というのが織り込まれていますということですね。しかし、人口減少の話、それから、超高齢社会というのが到来しつつある今だからこそ、いわゆる経費節減型の考え方ばかりではなくて、市税をはじめとする自主財源について、主体的、積極的に増収を図るような取組が肝要ではないかと考えます。

一つ目の質問、30年間の長期推計において市税などの自主財源をどのように見込んでいるのか、お伺いします。

●**生野財政部長** 長期推計における市税等の自主財源の見込みについてお答えをいたします。

長期推計では、自主財源の中心となる市税収入につきまして、将来人口推計に基づいて税目ごとに試算を行っております。例えば、法人市民税や事業所税は15歳から64歳の生産年齢人口との連動、個人市民税や入湯税は15歳以上の人口との連動といったように、税目の特性に応じ、年代別の人口推計値に基づいて算出をしております。

また、再開発事業により期待される固定資産税や都市計画税、法人市民税の増収など、税源涵養の効果額も計上しているところです。

なお、物価の変動につきましては、歳出の変動に合わせて税収等の歳入も増減し、長期的には収支均衡すると考えられますことから、今回は見込んでございません。

●**三神英彦委員** 30年間の長期推計について確認させていただきました。

中長期で、安全性、健全性だとかという部分を上手にチェックしながら、一方では、やっぱり、今、短期の中でどのように税収を稼いでいけるのかという部分、民間の企業だったら、多分普通にやっていることだと思うんですけども、そういったところが、どうやって行政の場合ではできるのかという話だと思うんですね。

その短期での税収という部分に関しては、具体的には、企業誘致だとか、再開発の支援をするだとかというような部分があります。従前からの取組を拡充、加速することや、あとは、今度はスタートアップの支援だとか、今ゼロカーボンの話だとかが出る域内投資の促進などというのが考えられます。

これらの施策に関しては、一義的に各事業所管理局が担っていくというのは当然なんですけど、札幌市全体の政策を取りまとめるまちづくり政策局ですとか、予算を編成する財政局においても、この

稼ぐ力という視点をしっかりと意識して、もっともっと有機的につながっていく必要があるのではないかと考えています。

次の質問ですが、稼ぐ力の強化に向けた今後の財政運営の方向性について伺います。

●**生野財政部長** 今後の財政運営の方向性についてお答えをいたします。

財政基盤の強化に向けては、産業の育成や企業誘致のほか、観光客の誘致など、札幌の資源を生かして国内外にも新たに人を呼び込み、人口減少社会が進行する中でも、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるなど、まちの活力を維持・向上する取組を推進することによりまして、市税収入の維持・拡大を図っていくことが重要と考えております。

とりわけ、ただいま委員のご指摘がありました新たな価値を生み出すスタートアップの創出・育成や、ゼロカーボンに向けた取組などは、投資がさらなる投資を呼び込みますことから、大きな税源涵養の効果が期待されるところでございます。

このため、これらに関連する施策に対しましては、関係局と緊密に連携をし、必要な資源を重点的、機動的に配分するなど、税収増に向けた取組を進めることで、自主財源の確保を図り、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと、このように考えてございます。

●**三神英彦委員** 今、本当に、今年に入っているような変化というのを、当然、本庁側の皆さんもそうですし、私たち議員側も感じているんだと思うんですよ。その中で、どちらかというところ、安定性だとか、健全性だとかを得意とされている札幌市役所というのが、これからの変化に対してどのように変わっていくのかという部分が一番の心配事になっているんだと思います。

代表質問でもお話ししましたがけれども、本当にうまくいっている事例の、何か何となく成功の将来のビジョンとしては、本当に周りの市町村を取り込みながら、もっと広い地域で札幌が栄えていくという可能性もあるなというふうに思う一方

で、周りの市町村が頑張り過ぎちゃって、札幌が空洞化しないかだとかというような危機も感じながら、今、いろんな質問づくりをさせていただいているという感じなんですよね。

その中で、まさに先ほど笠松局長があれかこれかという話をおっしゃいました。私はそのとおりだと思います。けれども、あれかこれかってどれよという話になるわけじゃないですか。そうしたときに、全庁で、本当にアンテナを上手に張って、どれだという部分を特定させるというのがまず必要、それから、その上で、そこにどれぐらい張ってどれぐらい回収するのかという部分の企業会計的な概念というのを、これから、この安定性、健全性に加えて、どうやってチャレンジングに結びつけていくのかというのが大事なんだと思います。

また、これはしつこくやっていきますので、よろしくをお願いします。

●ふじわら広昭委員 私は、2項目質問します。

1項目めは、市税決算額の状況と今後の市税確保に向けた対策について、2項目めは、入札制度について、これまでの予算・決算特別委員会で取り上げてきました項目の中から5点質問をいたします。

最初は、1項目めの市税についてです。

質問の1点目は、2022年度の収入未済額及び収納対策など、市税の決算額の状況について伺います。

同年度の市税収入額は3,476億600万円となり、補正後の予算と比較すると、57億600万円、1.7%の増となりました。2021年度決算と比較をしますと、130億1,000万円、3.9%の増となり、収入率は前年度と同率の99.0%となっています。

収入未済額は、2021年度の32億円から2億円減少し、30億円となり、平成以降では最少となっています。また、事前に確認したところでは、滞納者数は約3万1,000人と前年度から3,000人ほど減少しており、順調に滞納整理は進んでいるものと

と思いますが、ここ2年度を見ると、収入未済額、滞納者数は減少していますが、コロナ禍の影響により、数年間のスパンで見ると、必ずしも順調に減少傾向にあるとは言えないのではないかと考えられます。

そこで、質問ですが、収入未済額と滞納者数の推移の状況について伺います。

また、それを受けた2022年度の収納対策とその評価について伺います。

●大柿税政部長 収入未済額と滞納者数の推移の状況及び令和4年度の収納対策とその評価についてお答えいたします。

収入未済額は、平成29年度決算で40億円を下回って以降は、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例制度により一時的に増加したものを除きまして、継続して減少してきているところでございます。

また、滞納案件数につきましては、平成30年度末に4万件を下回って以降は、徴収猶予の特例制度により、令和3年度末に若干増加したものの、継続して減少してきているところでございます。

次に、令和4年度の収納対策でございますが、平成23年度から電話による納付の呼びかけを委託しておりました納税お知らせセンターにつきまして、昨年6月に委託業務の範囲を拡大いたしまして、催告文書の発送や電話による納税相談の受付などにも対応することとしたところでございます。

これによりまして、滞納整理業務のうち、職員でなければできない滞納処分や猶予制度の適用などの業務に、より注力できる体制となったところでございます。その結果、収入未済額や滞納者数を減少させるとともに、令和3年度と同率の市税収入率99.0%を達成できたものと考えております。

●ふじわら広昭委員 質問の2点目は、今年度の市税確保に向けた対策についてです。

今の答弁では、市税事務所において様々な対策を講じて、収入未済額及び滞納者数を減らし、結

果として、2021年度に引き続き、市税収入率99.0%を達成できたということは、一定の評価をしたいと思えます。

また、2023年度市税予算額を見ますと、2022年度決算から約25億円増の3,501億円を計上しており、過去最大規模となっています。既に高い収納率を達成しており、これを維持するのも大変だと思いますが、一方で、ほかの政令市の決算状況を調べたところ、さらに高い収入率を達成している政令市もあります。多様化する行政需要に対応するために、市税予算額は確保していかなければなりません。

そこで、質問ですが、2023年度の市税予算額を確保するため、どのような対策に取り組むのか、伺います。

●大柿税政部長 令和5年度の収納対策についてお答えをいたします。

令和5年度におきましては、市税事務所から納税お知らせセンターに引き継ぐ案件について、過去に経緯のある案件を除くなど、お知らせセンターがより効率的に稼働できるよう、案件の引継ぎ基準を見直すなどの改善を行ったところでございます。

このほか、高額、かつ、財産の捕捉が難しい滞納案件について、従来、本庁で3名で滞納整理を進めてきたところでございますが、今年度からは、その業務及び人員につきまして、33名の職員を擁する中央市税事務所納税課へ移管したところでございます。これによりまして、大規模な捜索を行う場合などに、多数の人員をもって速やかに対応できるようになったところでございます。

これらの対策などにより、厳正かつ的確な滞納処分を推進し、令和5年度の市税予算額の確保に努めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 税政の最後の質問、3点目は市税の口座振替申込み手続のオンライン化による効果です。

税収を確保していく上で、滞納処分の強化などの取組も必要であると同時に、私は、市民の自主

納税に対する機運を醸成し、納期内納付率を上げていくことも大切なことと考えており、札幌市は市民の納税に対する利便性を高める努力を絶え間なく行っていくことが重要であると思えます。

広報さっぽろ10月号にも掲載されておりますが、この10月2日からは市税の口座振替申込インターネット受付サービスが開始されています。口座振替は、一度手続をすれば、以降は自動で引き落とされるため、市民にとっては安心であり、こうした申込み手続がオンラインで簡単に済ませられるということは、納期内納付率を高める上でも非常によい取組であると言えます。

そこで、質問ですが、この取組により、札幌市としてはどのような効果を期待しているのか、伺います。

●大柿税政部長 市税の口座振替申込インターネット受付サービスに期待する効果についてお答えをいたします。

このサービスの導入によりまして、自宅から24時間、いつでも口座振替の申込みが可能となるほか、押印や必要事項の手書きが不要となることや、申込みから登録完了までの期間が短縮されることなどによりまして、市民の利便性の向上が見込まれるところでございます。また、本市はもとより、金融機関におきましても、業務の効率化が図られるほか、印刷費や郵送料などの費用も削減されることとなります。

以上のような効果を期待しているところでございますが、委員のご指摘のとおり、利便性向上に伴い、口座振替の利用率が向上し、納期内納付率や収入率の向上に寄与することにつきましても、とりわけ期待しているところでございます。

●ふじわら広昭委員 要望を3点申し上げて、次の質問に移ります。

答弁にもありましたけれども、申込みから登録までの期間が短縮されることに加えて、オンライン申請であれば、外出することなく、家に居ながら手続ができるということで、市民にとって非常

に便利になるものと考えます。

要望の一つ目は、札幌市では、納期内納付率や収入率の向上に加えて、事務の効率化の面でも期待をしているということでありますけれども、期待どおりの成果を得られるよう、PRにしっかりと力を入れていただきたいと思います。

二つ目の要望は、2022年度決算を調べてみますと、市税の不納欠損額が約3億2,700万円と前年度より増加をしています。不納欠損は、財産のなくなった方や、生活が困窮している方、居所不明の方などが対象になり、そういった方が増加しているのではないかとということも懸念をされます。

三つ目の要望としましては、こうした様々な取組を評価はしますけれども、引き続き、収納対策と市民の自主納税に対する機運醸成にしっかりと取り組み、現在、政令市の中で6番目となっている99.0%という収納率を、ぜひとも、2023年度の予算収入率は99.1%以上達成をしていただきたいと思います。

次は、入札制度について、5点質問をいたします。

1点目は、市内企業活用の施工計画に関する項目についてです。

札幌市の総合評価落札方式における評価項目には、市内企業活用の施工計画に関する項目があり、元請と1次下請の施工額の合計のうち、市内企業の施工額が請負額に占める比率が高いほど、優位な配点となる仕組みとなっています。

これまで、予算・決算特別委員会において、工事の告示段階で入札参加資格として、元請は市内業者であることを条件づけているのに、さらに1次下請に市内企業活用に関する評価項目を設ける必要がないのではないかと指摘してきたところです。市内企業を1次下請として選定する場合の問題点として、そもそも対象工事を施工できる市内企業がほとんど、あるいは、全くない場合があります。

具体的には、下水道や水道の大きな管を敷設する推進工事を行える企業は、札幌市内で2～3社

しかおらず、橋梁工事では、発注者側が工法を指定するケースがあり、道外の企業しかその取扱いができないなどの事例があります。

他都市での例では、下請の地元企業の活用などについては、工事請負業者に対して文書を送付し、下請施工をする場合や、資材、機材の購入などをする場合は、できる限り地元企業を活用するよう配慮してくださいと、あくまでもお願いベースのものとなっており、これが発注者としての適切な対応ではないかと思えます。

そこで、私は、今年予算特別委員会において、下請選定は、あくまでも受注者が決定する事項であり、発注者が関与すべきでないことから、総合評価落札方式における市内企業活用の施工計画について、速やかに評価項目から削除する措置を取るべきと質問しました。札幌市からは、市内企業活用の施工計画に関する評価項目は、任意項目となっていることから、1次下請として市内企業を十分に確保される見込みのない案件については評価項目から除外することが可能となっているとの答弁がありました。

直近の総合評価落札方式発注工事で調べてみますと、発寒5条3丁目下水道新設工事は、推進工事であり、先ほども述べたように下請に限られているにもかかわらず、評価項目の市内企業活用計画の評価を問う告示内容となっており、工事ごとに技術評価項目の判定をきちんとされていない事実は明らかであります。

そこで、質問ですが、総合評価落札方式の入札案件で、明らかに1次下請として市内企業が確保される見込みのない工事であるのに、評価項目が除外をされず、これまでと同様に入札が繰り返し行われておりますが、任意項目である市内企業活用の施工計画について、1次下請として市内企業が確保される見込みがあるか否かをどのように把握し、判断してきたのか、まず伺います。

●北川管財部長 1次下請として市内企業が確保される見込みの判断についてお答えをいたします。

市内企業活用の施工計画につきましては、市内業者の活用を目的に、総合評価落札方式の評価項目の一つとして任意で設定されているところがございます。その設定は、過去の工事現場体制や受託可能な企業についての情報を有する発注部局において判断をいただいているところがございます。

今後の運用につきましては、発注部局に対して、1次下請として市内企業の確保が十分に見込まれるか否かについて、任意項目であることを踏まえ、適切に設定するよう重ねて周知してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 人のする作業ですから、チェック漏れとか、見逃しがあるのは十分理解ができます。しかし、こういう問題は、再三、議会でも指摘をしてきたところでもありますので、やはり、しっかりとした対応をいただかなければならないと思うんですね。

そこで、総合評価落札方式において、市内企業の規定があるために、施工実績のある企業を選定するが、施工能力が限られていることから、1次下請として現場責任者のみ雇用するといった場合が多い状況にあります。このことで、直接、当該施工能力がある企業と契約する場合と比較をして、二重の経費増になっている実態もあると思います。

工事における評価項目の市内企業活用の施工計画に関する提出書類としては、まず、計画している市内企業の施工比率について誓約する旨の書面を提出することになっています。また、工事竣工時には、市内企業の施工報告書として、下請業者一覧表に市内企業の施工金額を記載し、当初の下請計画比率が達成か未達成かの報告を求め、当初申告した内容が達成されているか調査を行い、未達成であれば、工事成績評定から3点減点することになっています。

このように、発注者が元請は市内業者であることを条件づけし、さらに、市内企業活用の施工計画として、1次下請の比率が高い場合には加点す

る一方で、その履行が達成されない場合には工事成績評定から減点しています。このようなことは、下請選定まで札幌市が介入し、受注者の下請選定という自由な取引の権利を制限していることになると言えます。

今年3月の予算特別委員会において、札幌市から、昨年実施したアンケート結果では、事案に応じて評価項目とする運用を希望する意見が多いため、評価項目の在り方について適切に判断していく旨の説明がありましたが、その後においても、1次下請として市内企業が確保される見込みのない工事において、市内企業活用の施工計画を評価項目としている事例が続いているわけであり

ます。そこで、質問ですが、そもそも下請選定は、あくまで受注者が決定する事項であり、発注者が関与すべきでないと思います。したがって、総合評価落札方式における市内企業活用の施工計画については、速やかに評価項目から削除する措置を取るべきと思いますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 総合評価落札方式における評価項目の措置についてお答えをいたします。

市内企業活用の施工計画については、元請に対して、1次下請の地元企業を優先して活用するために設定された評価項目であり、総合評価落札方式にある11型式のうち、より技術力を重視する工事の4型式、計画審査型、実績評価1・2型、一括審査1型において任意項目としているところがございます。

この評価項目の活用によりまして、技術力を重視する工種においても、市内中小企業の受注機会の確保が図られるとともに、市内における円滑な施工管理や災害時の緊急対応などにも一定の効果が期待される、また、品質確保にもつながるものと認識していることから、今後も適切に判断を

してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 全く従来の考えと変わらないという答弁でありますけれども、やはり、行政の皆さんもご承知のとおり、地元の建設業や本

州大手も含めて、みんな、地元の会社などと協力関係をちゃんと築いているわけですよ。そうした状況の中でいくと、やはり、地元の企業から資材とか様々の調達をしたり、また、1次下請として使っていくわけですよ。やはり、特殊な工事においてさえ、発注部局はこうした任意の項目を見逃しているわけですよ。やはり、私は、そうしたことをしっかり改善してもらわなければならないというふうに思うわけでありませう。

そうした評価項目として入札が行われているのが現状でありますので、改めて、そうした同じようなことが繰り返されないように指導をしていただきたいというふうに思います。そして、市内企業活用の施工計画については、やはり、そうした状況が今後見られたら、速やかに評価項目から排除をしなければならないと私は強く求めておきたいというふうに思います。

次、2点目は、市況連動型失格判断基準の試行導入についてです。

札幌市財政局では、工事入札におけるくじ引対策として、2022年度から、適切に利益が計上された健全な価格での競争が可能となるようにとの理念の下に、市況連動型失格判断基準を設け、試行しています。

財政局作成の資料を見ますと、この手法は、当日の入札結果から統計的手法を用いることで発注する工事の相場価格として妥当な範囲を推定するものであり、企業に対しては、工事の施工に必要な建設資機材の調達価格や人件費など、安定的な経営に必要な利益をしっかりと積み上げた価格での入札とするよう促しています。

この手法によれば、くじ引入札が減少することは想定できますが、その一方で、この市況連動型失格判断基準は、入札参加者数や入札価格の分布状況に基づいて算定されるものであるため、入札に参加する企業は、その基準値を数当てゲームのように予想することを余儀なくされ、本来の適正な予定価格を算出する企業の努力や技術力が反映されないこととなります。結果的に、工事の受注

が困難となり、企業の存続に大きな影響が生じるものと言えます。

私が調べたところ、菊水元町10条生活道路整備工事では、予定価格約2,554万円に対して12者の応札があり、落札額2,205万9,999円で落札率は89.89%、この落札率は、従来の調査基準価格の89%と同程度であります。また、発寒10条下水道新設工事では、予定価格約2,467万円、17者の応札で落札額は2,260万円、失格者4者、失格判断基準額2,252万7,994円で、落札者は基準より約7万2,000円程度高くなっております。この二つの工事を見ても、従来の調査基準価格と同程度であることや、下水道では数万円程度で、この制度導入の目的である適正な利益につながっているとは言い難いものがあります。

また、たくさん市況連動型が出されておりますけれども、その中でも30万円台に上るのも1件程度見られますけれども、そちらから提出をいただいた令和5年度の市況連動型の平均的な落札率を前年度の同じような工事と比較しますと0.9%と、1%を超えていない状況にあるわけでありませう。

そこで、質問ですけれども、入札結果によって、札幌市が説明するところの企業の安定的な経営に必要な利益がどの程度確保されていると判断しているのか、まず伺います。

●北川管財部長 市況連動型失格判断基準の試行導入につきまして、まず、企業の安定的な経営に必要な利益が確保されているのかどうかといった部分についてお答えをいたします。

令和5年度は、土木工種で5件、下水道工種で3件、舗装工種5件の計13件を試行実施したところでございます。

市況連動型失格判断基準は、安定的な経営に必要な利益を踏まえて、受注希望額を入札する制度でありまして、資材費や人件費などの工事に必要なコストに加えて、入札時期や工事内容によって変化することから、安定的に経営に必要な利益を加えた額はそれぞれの企業ごとに異なる



るものと認識をしているところでございます。

なお、試行した結果を見ますと、1件のみ最低制限価格と同率でありましたが、それ以外は最低制限価格の率を約1%弱上回る平均落札率となったところでございます。

●ふじわら広昭委員　やはり、十分な効果は、私は出ていない、そちらから言えば、まだ試行であるので、13件程度であるから、まだその辺が見通せないということであるんでしょうけれども、私どもの会派にも、こうした建設業の皆様から、あるいはまた、団体の皆さんから改善や中止を求める声が多い中で、当基準を用いた案件は、昨年から今年にかけて、対象工事の範囲を拡大しながら試行が続けられているわけであります。

これまでの試行の結果では、くじ引の発生が抑えられるかもしれませんが、結局は、くじ引と同様に受注が運任せとなることに変わりがなく、入札参加企業は、実体を伴わない架空の基準値を予想する作業を余儀なくされているわけでありませぬ。

そこで、質問ですが、工事の受注が運任せになり、根本的な問題の解決には至らないことは明らかであり、これ以上、企業の存続に影響を及ぼさないために、当基準の今後の試行は中止すべきと考えますがいかがか、伺います。

●北川管財部長　市況連動型失格判断基準の今後の試行への考えについてお答えをいたします。

令和4年度に試行を実施してから、まだ2年目でございます。試行した工事件数につきましては、令和4年度と令和5年度を合わせて18件にとどまり、現時点で効果的な分析を行うまでには至らないことから、これまでの試行結果を踏まえつつ、次年度も同程度の試行実施を行い、検証を続けてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員　再質問しますけれども、新年度も今年度と同程度の件数を試行実施したいということでありませぬ。後でも質問しますがけれども、総合評価落札方式は17年間にわたって現在も試行ということで実施をしているわけですね。

この市況連動型は、何年間、今後、何年試行して先に進むかやめるのか、そういう判断をする考えを財政局として持っているのか、確認をしておきたいと思ひます。明確に答えてください。

●北川管財部長　市況連動型の試行について、何年やるのかといったご質問になろうかと思ひませぬ。

市況連動型は、先ほどもお答えしたとおり、まだ18件しか結果のデータが得られていないという中で、一旦は落札率が1%程度上回っているという結果になっておりますけれども、統計的な信憑性といひませぬか、そういったものを確保するには、まだこの18件では足りないだろうと。では、幾ら、何件あればいいのかという、あるいは、何年やれば分かるのかというところに関しては、まだこの時点で明確にちょっとお答えできる状況ではございませぬけれども、少なくとも、この制度を通じて定着をしていくのかどうか、あるいは、実際に参加された企業の方々のご意見なども踏まえながら、その試行期間については判断をしてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員　要望を申し上げて、次の質問に移ります。

各建設業界の団体からは、他の会派や私どもの会派にも、この市況連動型はやめてほしいと、そういう声が大勢を占めているわけですね。やはり、この間もいろいろな問題、事件が起きてから、入札価格のランダムカットや、あるいは、局長、部長、課長、係長の皆さんがそれぞれの額を決めて、皆さんが積算した額から幾らかずつ、金額を減額して、そうした入札予定価格が漏れないようにやってきたわけでありませぬけれども、こうしたことは、国の法律などを含めて触れるということで、改善をしてきたわけでありませぬ。

そういう状況の中で、市況連動型のこの取組は、過去のランダムカットや、役職によって金額を減額してきたと、それと同じような本質を持っている問題であり、やはり、建設業界の中では積算を専門にする技術者がいるわけでありませぬけれども、

ども、そうした皆様が失望するような内容でありますので、早くこうしたものをやめるよう判断をしていただくことを強く求めておきたいと思いません。

次、3点目は、物価高騰に伴うスライド条項と最低制限価格の設定の見直しについてです。

私は、これまで、予算・決算特別委員会において、積雪寒冷地の大都市札幌の建設業における経営面及び技術者の育成、建設作業員の雇用確保をはじめ、冬期間の除排雪体制や自然災害による復旧作業などに対応するためには、建設業の経営体力を維持・向上していく必要があります、そのための施策の一つとして、札幌市の特殊性を考慮し、公共工事における最低制限価格の早期引き上げを行うべきと提言をしてきました。

業界関係者からも、現在の土木で言えば、92%という最低制限価格の上限比率をもう少し改善してほしいという要望が、毎年、札幌市や私どもの会派、他会派にも出されていると思います。

現在の物価高騰は、工事施工に大きな影響を与えており、その救済措置として単品スライド条項の規定はありますが、この条項の基本的な考え方は主要材料の単品ごとに価格の上昇が工事費の全体の1%を超えた場合に適用されるものであるため、この1%枠を含めて、企業努力に負うことなく手当てされるよう、これまでも私ども会派や札幌市内の建設業界の団体の皆さんから多くの要望が出されております。

最初の質問は、スライド条項の適用状況についてです。

国土交通省大臣官房官庁営繕部の工事請負契約書第26条6項にインフレスライド条項があります。札幌市においても、国の基準に基づき建設工事請負契約約款があります。全体スライドは残工事費の1.5%、単品スライドは対象工事費の1.0%、インフレスライドは残工事費の1.0%を超過した場合、請負代金の超過分を受注者が工事発注者に請求できる規定になっています。

昨年12月、国は、インフレスライド条項に関し

て、賃金水準の変更の有無にかかわらず、物価上昇による請負代金の変更が可能であるとの見解を示しています。

そこで、質問ですが、昨年度及び今年度のスライド条項に基づく請求件数と変更契約となった件数、及び、請求はあったが、変更契約とならなかった主な理由について、まず伺います。

●釜石工事管理室長 3種類ございますスライド条項の適用状況、請求件数、変更契約となった件数、及び、変更契約とならなかった主な理由についてお答えいたします。

数値につきましては、市長部局における件数とし、令和5年度分につきましては8月末現在で手続中の案件を除く件数となります。

一つ目の特定の資材価格が著しい変動を生じた場合に適用されます単品スライドにつきましては、令和4年度の請求件数は46件ありまして、そのうち、変更契約となった件数は43件でございます。令和5年度につきましては、請求件数は1件ありまして、これは最終的に変更契約となっております。

二つ目の工期内の急激なインフレ等に適用されますインフレスライドにつきましては、令和4年度の請求件数は50件ありまして、そのうち、変更契約となった件数は45件でございます。令和5年度につきましては、請求件数は61件、これまでありまして、その全てが変更契約となっております。

三つ目の工期が12か月を超える工事で比較的緩やかな価格水準の変動に適用されます全体スライドにつきましては、令和4年度及び令和5年度共に請求はございませんでした。

また、変更契約とならなかったのは、受注者側より請求の取下げがあったものでありまして、取下げの詳細については把握していないところでございます。

●ふじわら広昭委員 昨年度、今年度の申請状況や、変更契約になった数字が述べられましたけれども、やはり、そうした対象となる件数は伸び

てきていると思うわけであります。

質問の2点目は、スライド条項に対する札幌市の認識と課題についてです。

国のスライド条項は、それぞれ対象となる発注者負担の対象工事費や残工事費の保障比率を定めております。

そこで、質問ですが、単品スライド条項の適用に当たって大きな障害となっているこの1%枠は早急に撤廃すべきだと考えますがいかがか、伺います。

また、撤廃ができなければ、せめて0.5%程度に下げるなどの条件緩和を行うべきだと考えますが、併せて伺います。

●釜石工事管理室長 スライド条項における1%枠の撤廃、または、条件緩和を行うべきというご提案に対する札幌市の考え方についてお答えいたします。

スライド条項につきましては、国の運用マニュアルに準拠し、運用しているところであり、国土交通省からは、適切に運用するよう、通知を受けております。

このマニュアルには、単品スライドにおける受注者の負担割合が1%と明記されており、他の政令指定都市も札幌市同様の1%としていることから、現状では変更の予定はございません。しかしながら、札幌市といたしましても、建設業における人手不足や資材高騰により、建設事業者の経営悪化が懸念されますことから、令和4年8月に、スライド条項のより効果的、弾力的な運用に向けて基準の見直しを進めるよう、国に対して要望書を提出し、働きかけを行ったところであり、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

現時点で、国からスライド条項の運用に関する基準の見直しの動きはございませんが、引き続き、スライド条項の適正な運用について受注者に周知するなど、理解を深めていただく取組を行ってまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の

最低制限価格の設定の見直しについてに移りたいと思います。

やはり、このスライド条項の1%という中では、例えば、1億円の工事を受注した場合に、生コンとか鉄筋とか、それぞれの品目が100万円以上値上がりをしないと対象にならない、しかし、1%以内は元請業者がそれを負担しなければならないという状況です。こういう状況の中で、なかなか入札の最低制限価格も上がっていかない状況もあり、企業の負担が大きくなっているわけであります。

財政局長に要望しておきますけれども、こういう事態はどこの全国の市町村でも起こっている問題なんですよね。ですから、やはり、市町村から国土交通省などに声を伝えていかなければなりません。財政局長は、総務省から札幌市においていただいておりますけれども、こうした問題を総務省を通じて国土交通省大臣官房官庁営繕部にしっかり伝えて、当面、暫定的に、1%という基準をこうした物価高騰の状況の中で0.5%ぐらいに暫定的に扱うような、そうした要請をしっかりといただきたいというふうに要望を申し上げて、次の質問に移ります。

次は、最低制限価格の設定の見直しについてです。

このように大変厳しい経営環境に置かれている建設業界ですが、さらに企業の経営に大きく影響を及ぼす動きとして、2024年4月1日から建設業においても罰則つき時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

札幌市のような積雪寒冷地では、工事の品質確保の観点から、施工業者は降雪期の前に建造物を完成させるよう努力していますが、この上限規制が適用されると、さらに人員を増員するなどの対応が必要となり、その対策のためにも最低制限価格の引上げを図る必要があると考えます。

私が、昨年の予算特別委員会において、今後どうすればこの上限比率92%を引き上げることができるのか、質問したところ、当時の管財部長が

ら、今回、一般管理費などを65%から70%に引き上げを行うので、この効果を見極めた上で、労働環境や事業者の経営環境などの状況なども考慮しながら総合的に判断していきたいとの答弁がありました。

また、今年予算特別委員会において、一般管理費などを70%に引き上げた2022年4月以降に告示した工事における引き上げ額の効果について質問したところ、同年11月末現在で平均落札率は91.51%となり、前年度比で0.37ポイント上昇したとの答弁でありました。

そこで、質問ですが、一般管理費などを引き上げた2022年4月1日から1年半が経過しておりますが、改めて、一般管理費などを70%に引き上げた効果について伺います。

また、その効果を踏まえて、来年4月以降に告示する工事に対して、最低制限価格の引き上げを行うことについてどのように考えているのか、伺います。

●北川管財部長 まず、1点目の一般管理費等を70%に引き上げた効果についてお答えをいたします。

令和4年早期発注分から3月末告示分までの引き上げ前における全工種平均落札率は90.73%、令和5年早期発注分から令和5年8月末開札までの引き上げ後における全工種平均落札率は91.88%と1.15ポイント上昇しており、範囲引き上げについては一定の効果があつたと考えているところでございます。

また、2点目の最低制限価格の引き上げを行うことのできる考えでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど山田一郎委員にお答えをしたことと重複をいたしますけれども、本市は、一般管理費等の算入率を70%としており、国や道の68%よりも2ポイント上回る基準としているところでございます。また、令和4年4月に最低制限価格を見直したところであり、国や他の自治体の動向を注視するとともに、業界団体の意見も参考としながら、最低制限価格の改善については総合的に判

断をしまいたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

やはり、積雪寒冷地の公共工事などを中心とする建設業は、12か月フルに工事をするにはできないわけですね。札幌市も、そうした規制の中で、災害とか、突発的なものへの対応は例外としても、大体、土木工事などについては、遅くとも11月下旬までに終わるといふ、そうした基準を設けているわけでありまして。

そういう意味から、本州大手などと違って、やはり、10か月ないしは9か月で1年分の売上げを上げて、会社の存続や社員のお給料改善などを図っていかねばならないという、こうした問題があるのです。

本州と同じように12か月工事がやれるのであれば、部長の答弁もある程度そうかなということに理解もできるわけでありましてけれども、現状が全く違う中で、先ほども答弁の中にもありましたが、災害など、除雪などを含めた、そうしたことをやっていただくためには、しっかりとした企業、建設業が札幌に残ってもらわなければならないわけでありまして。

そういう意味で、ぜひ、この物価高騰の中で、1%は自分でかぶって、なおかつ、落札率が92%という低い状況の中で、やはり、札幌市としては、真剣にこの最低制限価格の見直しというものに取り組んでいただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次、4点目は、総合評価落札方式の拡大と改善についてです。

札幌市発注工事に係る入札方式のうち、最低価格落札方式による入札は、くじ引入札の多発を招き、経営の根幹である受注が運任せとなるため、技術と経営に優れた企業が疲弊し、災害時などに地域の安全・安心を守るなどの対応は極めて難しい状況になると考えられます。このため、技術力の高い企業や地域に貢献している企業の受注確保の観点から、札幌市では、過去の工事成績点や、

災害対応などの取組を評価する総合評価落札方式を試行実施してきました。

私は、これまで、こうした総合評価落札方式の拡大について、議会で再三にわたり、質問、要望を行ってきましたが、一向に拡大の方向性が見えません。札幌市は、総合評価落札方式の拡大に慎重な理由の一つとして、技術力の成績などの上位者だけの受注の偏りにつながることを挙げています。

私は、札幌市が懸念している受注の偏りを抑制するための方策としては、総合評価落札方式における各種型式を有効活用すべきであると考えており、この点について質問いたします。

札幌市発注工事における総合評価落札方式については、計画審査型、実績評価型2種類、人材育成型、地域貢献型2種類、一括審査型2種類の計8種類の型式があります。そのうち、計画審査型と実績評価1型の対象等級は、最上位等級、A1またはA等級に限られており、そのほかの型式は全等級が対象となっています。各型式における実際の発注状況を見ると、型式ごとの発注件数に差があり、これらの型式が十分に活用されているとは言い難い状況にあります。

特に、施工計画を審査し、技術力の高い企業を選定する計画審査型については、過去に一部で実施されましたが、その後は全く活用されておらず、また、複数の工事の技術審査・評価を一括して実施する一括審査型については、舗装工事で活用されておりますが、土木工事では全く活用されておられません。したがって、対象工事の内容や企業の各種取組状況に応じて、これら8種類の型式を活用することによって、受注者の偏りを抑制しながら、総合評価落札方式の目的であります、公共工事の品質確保や企業の担い手確保を図ることが可能になると考えます。

そこで、質問ですが、総合評価落札方式の拡大に取り組むに当たって、工事の発注部局とも連携しながら、同方式における各種型式、特に活用事例が少ない計画審査型や一括審査型の活用を図る

べきと考えますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 総合評価落札方式の拡大と改善についてのうち、計画審査型や一括審査型の活用についてお答えをいたします。

計画審査型につきましては、最上位、A1ですか、Aといった等級の企業を活用し、難易度の高い施工計画を要する工事を対象としているところでございます。これは、安全対策や地域特性に応じた工夫を求める方式であります。近年では、計画審査型を活用した案件はなかったところでございます。計画審査型の活用の適否については、工事内容による部分があるものの、活用できる案件があれば活用していただくよう、発注部局に周知をしまいたいと考えております。

また、一括審査型につきましては、受発注双方の事務の効率化と負担軽減に効果的であるということから、総合評価落札方式の全ての型式の中で最も活用されているものでございまして、工事においては、令和4年度は103件、令和5年度は、7月末時点ですけれども、88件となっております。今後も引き続き、一括審査型のさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 発注部局に判断をさせるということでもありますけれども、やはり、それは、入札を扱う管財部からも、そうした計画審査型についてどうだという働きかけをしない限り、今の建設局の中では、そういうことを財政局管財部に言ってくるような状況、環境にはないと私は思うわけであります。

この計画審査型について、質問をするに当たって、そちらと意見交換をしましたが、国はこの方式を活用しておりますけれども、そちらの説明としては、開発局や北海道庁は、札幌と違って、地方、山間部の工事などにこうしたものを条件設定しているということでもあります。確かに札幌も山も多少はありますけれども、大都市という、こういう状況の中でもありますから、大都市ならではの計画審査型のそうした評価項目を設定できることになっておりますので、ぜひとも、発注部局にそ

の責任を任せるだけではなくて、入札の全てを扱う管財部としても、こういう取組をしっかりと発注部局に働きかけていただきたいというふうに思います。

次に、札幌市が総合評価落札方式の拡大についての判断材料としております入札参加者アンケートの結果について伺います。

この調査は、昨年5月から6月にかけて実施したもので、札幌市は、このアンケートの結果では、拡大を希望する意見より、現状維持もしくは縮小を希望するといった、拡大に否定的な意見が上回っていたとこれまで説明をしてきました。

この入札参加者アンケートについては、各工種、A等級（A1、A2を含む）、また、B等級、C等級工事、555者中240者の回答があり、43.2%の回答率で、A等級131者、B等級67者、C等級4者の回答でありました。そのほかが38者という資料になっております。

そもそも、回答率が50%を下回っているという低い上に、A等級、A1・A2等級においても、工事の発注件数が少なく、企業の事情で総合評価落札方式の入札に参加していない企業も数多くあります。また、B等級は、ここ数年、約25件程度で推移しており、C等級は発注自体がない状況であります。

これら等級企業を一くくりにしたアンケートによる評価では、現状維持もしくは縮小を希望の判断が多くなるのは当然のことであり、その結果に基づいて拡大の是非を判断することは、極めて信頼性に欠けるものだと指摘せざるを得ません。仮に参考とする場合は、もっと回答率を上げる手だてや、質問内容のより具体化、各等級別評価などを行わなければ、その信憑性は極めて低いと言えます。

本来、入札契約制度について、発注者であります札幌市が、様々な角度から自ら検討して、業界や議会に丁寧な説明をし、意見を取り入れるべき事柄であり、企業アンケートの結果のみを総合評価落札方式の拡大の是非の根拠にしているのは、

入札制度の根幹を揺るがしかねないことではないかと思います。

また、業界団体などの意見や実態及び要望を正確に受け止めれば、札幌市は、これまで、議会や業界などに対し、アンケート結果を基に否定的な答弁や回答を繰り返してきましたけれども、当該アンケートの内容及び結果の詳細についてきちんと説明し、修正すべきだと思います。

そこで、質問ですが、これまで、財政局管財部からは、アンケートにおいては拡大に否定的な回答が多いことから慎重に判断するとの回答でしたが、現在もその考えに変わりがないのか、伺います。

●北川管財部長 入札参加者アンケートの結果に対する考えについてお答えをいたします。

総合評価落札方式における今後の方向性の検討等のため、基礎資料を得ることを目的として、令和4年度に入札参加者アンケートを実施したところでございます。

入札参加者アンケートの結果を見ますと、総合評価落札方式の拡大を希望する意見が20.8%となっており、現状維持や縮小などの、総合評価落札方式の拡大に慎重な意見が68.8%と大きく上回っているところとなっております。

このアンケート結果につきましては、改善のための参考とするという目的で行ったものでありますので、回答いただいた入札参加者からの貴重な意見として、結果を尊重してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 先ほども申し上げたように、やはり、総合評価の対象となっているところ、ならないところ、なっていないいろいろな事情によって総合評価に参加できないところと、いろいろな形態があるので、こうした画一的なアンケートをもって、もう少し判断をしていきたいというようなことは、言語道断だと私は思うわけであります。

品確法の趣旨に基づき、国土交通省が総合評価落札方式を積極的に推し進めてきた結果、開発局

では100%の工事で実施、北海道では約40%の工事で実施されている状況にあります。札幌市登録の企業も同じように、開発局や北海道に登録し、入札に参加して工事を行っています。一方、札幌市における総合評価落札方式の実施率は全体の20%にとどまっており、同じ行政機関でありながら、札幌市において総合評価落札方式の拡大が進んでいない状況を考えると、札幌市では当該方式の意義を正しく認識しているのか、疑問に感じます。

建設業の各団体は、行政や議会への要望書提出や意見交換に当たり、各企業における受注状況や経営状況を判断し、それに基づき、業界独自のアンケートの結果や意見などを分析、集約して、発注者であります行政機関に対して改善の必要性を求めています。単なる一部の声だけを基に、要望、意見を言っているわけではないと思います。札幌市は、もっとそうした声に耳を傾け、積極的な支援や制度改善に取り組む必要があるのではないかと思います。

そこで、質問ですが、総合評価落札方式の評価項目などの改善について、具体的に検討している項目はあるのか、伺いたいと思います。

●北川管財部長 総合評価落札方式の評価項目等の改善についてお答えをいたします。

これまで試行実施をいたしました結果の総括や、令和4年度に実施をいたしました入札参加者アンケートの結果などを踏まえ、公共工事のさらなる品質確保やダンピング対策の強化を図っていく必要があると判断をしているところでございます。

現在、来年度からの総合評価落札方式の本格実施に向けまして、改善、検討を進めているところでございます。

具体的な検討内容につきましては、総合評価点の算出方法を変更し、調査基準価格を下回った場合には総合評価点が大きく下がる制度を採用し、ダンピング対策の強化を図っていくもの、また、工事等成績点が上がれば上がるほど、評価点が大きくなる無段階インセンティブ方式の採用や、技術評価項目に重点を置いた点数配分等の見直し改善を行っているところでございます。

このほか、雇用環境への取組として、正社員の奨学金返還の支援に取り組む企業を評価することとし、人材育成型に、新たな評価項目として、正社員の奨学金返還の支援状況といったものを設けることを検討しているところでございます。

●ふじわら広昭委員 今検討している評価項目については、何点か答弁がありましたけれども、ここで具体的なやり取りをするには時間がありませんので省略をいたしますが、やはり、市況連動型と同じように、十分に説明をしないで、議会でそれをやりますということを答弁してから、業界に翌日説明に行ったという経緯があるんですね。

そういうことからいきますと、今ご答弁いただいた評価項目の改善点等についても、実施をする前に、時間をかけて関係業界にしっかり丁寧に説明をした上で、一定の理解が得られた上、試行するか、本格実施するかということ強く求めておきたいというふうに思うわけでありまして。

次は、提言も含めて、その入札制度の拡大に向けて質問をしたいというふうに思います。

先ほど来申し上げておりますように、企業体力も限界に近づいていると思います。現在の入札契約制度を何としても変えなければ、企業の存続を見通せない状況にあると言えます。

こうした状況の中で、企業は、国や北海道のほとんどの工事が総合評価落札方式で実施されていることから、当然、札幌市も同様に全面実施すると考えていたと思います。企業は、それに備えて、投資や企業評価を高めるために技術者を確保、育成し、工事成績アップや地域貢献、さらに、除雪事業への参加といった取組を行ってきています。さらに、技術者離れが起らないよう、社員の待遇の改善などを積極的に行っております。

そこで、質問ですが、災害時の対応を含め、地

域の安心・安全を守る企業がこれ以上疲弊しないよう、また、一日も早く、安定した経営が可能となるよう、総合評価落札方式の拡大を着実に進めることが必要と思います。

そのため、具体案として、各工種のA等級については、例えば、来年度から2か年程度で全件数を実施すべきと考えますがいかがか、伺います。

また、B等級については、来年度から2か年程度で、これまでの実施件数約25件前後の倍増を目指すこと、C等級については、企業の成績、地域性などを考慮し、一定の猶予期間をもって実施を検討するなど、早急にその判断を具体化すべきだと考えますがいかがか、伺いたいと思います。

●北川管財部長 工種、等級ごとの発注割合の設定について、例示という形でご提案をいただきました。

ただいま具体的なお提案をいただいたところですけれども、これまで、管財部には業界団体から等級に応じた対応といったものを求められたことはございませんが、さきの事業者アンケートにおきましても、拡大を希望する声、これを等級別に見てみますと、A等級で23.1%、B等級では16.4%、C等級では0%にとどまっているという状況でございます。

これらアンケート結果を踏まえますと、まだそのような具体的な対応の段階には至っていないのかなというふうにも考えてございます。

●ふじわら広昭委員 あえてお聞きしますけれども、札幌市では、総合評価落札方式の意義、及び、品確法との関係をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

また、総合評価落札方式の実施率が、国がほぼ100%、北海道が40%であるのに対し、札幌市は約20%と極めて低い状況であります。

ここまで拡大が進まない最大の理由は何かを伺いたいと思います。

●北川管財部長 まず、1点目の総合評価落札方式の意義と品確法との関係についてお答えをいたします。

平成17年に、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が施行されたことに伴いまして、本市では、平成18年4月から総合評価落札方式を試行導入したところでございます。

総合評価落札方式の意義は、価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことが可能となるなどのメリットがあり、高い技術的能力などを持つ企業が成長できる環境が整備されるといったものと考えてございます。

また、品確法においては、工事の品質は、工事等の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならないと規定されていることから、総合評価落札方式は、品確法の基本理念に基づく様々な入札方法の一つとして、活用を図っているものと認識をしております。

次に、2点目の総合評価落札方式の拡大が進まない最大の理由というご質問へのお答えでございます。

工事における総合評価落札方式の拡大については、アクションプラン2019において発注割合の数値目標を20%と定めて取り組んできたところでございます。その結果、令和4年度の発注割合は22.4%に達し、設定した数値目標を上回ったところでございます。

先ほど、国はほぼ100%、また、北海道では40%といったお話がありました。これに対し、基礎自治体である札幌市においては、市民に身近な生活道路など、地域に密着した工事の担い手となる市内中小事業者に対し、受注機会の確保を図る必要があることから、十分な事務体制や技術力を有する企業に有利となる総合評価落札方式だけでなく、多様な入札方式の活用を図ってきたことが理由であると考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げ、石川副市長にも質問したいと思います。

北海道は40%ですけれども、これは全道の平均が40%です。札幌近郊の石狩振興局とか、空知とか、そういうところを平均すると、やはり、80%



近い総合評価の導入率になっているわけですね。これを発注件数の少ない地方局などを含めると40%になりますけれども、そうした状況をぜひ認識していただきたいのと、私は、この間も総合評価を100%にするべきとは言っていません。それに十分対応できない企業もあることは承知しています。ですから、一般競争入札も残しながら、もう少し、今の20%というものを拡大すべきだと思うんですね。

いろいろ理由を述べられましたけれども、一番の問題は、私は、入札を管理する管財部の市の職員が不足をしているから、これ以上増やすことに対応できないのではないかと、そういうことも原因の一つに私はあると思うんですね。

今から8年ぐらい前に管財部は職員部に2名の増員要求をしておりましたが、それが認められなかったことによって、もう今から5～6年前から要求はゼロになっていると思うんですね。2人増えたから、どれだけできるかということではありませんけれども、やはり、そういうお役所の事情によって、業界の者が求めている、そうした政策の充実について、否定的な回答ばかりではなくて、真摯にちゃんと向き合って判断をしていくべきだというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

次に、石川副市長に伺います。これまで再三にわたり、議会、業界が要望しても、札幌市は総合評価落札方式の拡大の具体的な方向性すら提示しませんでした。常に先延ばしの姿勢で、何年もこうした状況が続いています。

先ほど管財部長の答弁の中に、今の総合評価落札方式、試行でありますけれども、その本格実施という答弁がありました。これが遅くても新年度もしくは1月、2月の早期発注案件から、総合評価落札方式は、本格実施という、そうしたものになって進められていくというふうに理解をするわけであります。

この間も、予算あるいは決算特別委員会でいろいろ質問をしてまいりました。石川副市長から

は、総合評価落札方式の数値目標については、この本格実施に合わせて判断していくという答弁が、今年3月の予算特別委員会で行われているところであります。

先月、札幌市が発表したアクションプラン2023(案)においては、入札契約制度の改善事業の一環として、公共工事の品質確保とダンピング対策の強化を図るため、総合評価落札方式の改善を進めますとの記載がありますが、現行のアクションプラン2019にある「総合評価方式の更なる拡大」の文言や、数値目標の記載がなくなっているわけでありまして。

札幌市が2006年3月に要綱を定めてから17年以上も試行を続けてきて、ようやく本格実施の段階になるのかなというふうには思っておりますけれども、総合評価の拡大については、またしても先送りするのではないかと懸念しているところであります。

そこで、質問ですが、総合評価落札方式の本格実施と数値目標の拡大について、2023年予算特別委員会以降、どのような検討を行ったのか、また、2024年度からの本格実施と、数値目標の拡大を現在の20%から何%に拡大するのか、具体的な考え方について伺いたいと思います。

●石川副市長 まず、この総合評価落札方式の本格実施に向けましては、本来目的であります品質確保、それから、ダンピング対策の強化が図られるよう、様々な改善に向けての検討が進められてまいりました。加えまして、昨今、人手不足、資材の高騰ということで、入札不調が増加もしておりますし、建設業を取り巻く環境は厳しい状況があります。

そこで、改善検討の中で、いわゆる人手不足に対応する人材確保であったり、育成型のさらなる活用を、今、急ピッチで検討を進めておりまして、この活用も図ることで、総合評価落札方式の拡大にも資するものであろうというふうに考えているところであります。

ご質問のアクションプラン2023の入札契約制度

に関する数値目標の設定ということでございますけれども、これを表す前には、先ほど来、部長答弁もさせていただいたとおり、業界等との調整というものが何よりも重要であるというふうに考えておりますので、現時点でその数値目標というものを申し上げることはできませんけれども、お約束をしましたとおり、新年度からの数値目標について、できるだけ早期に明示をしていきたいというふうに考えております。

●ふじわら広昭委員 副市長から、今、できるだけ早く、新年度に向けた数値目標を明らかにしていきたいという答弁がありましたので、期待しております。できる限り、そうした取組を急いでいただきたいというふうに思います。

次、最後の5点目は、雪対策事業の大雪等応援業務に伴う評価方法の改正についてです。

これまで、雪対策事業で一定の従事実績及び表彰実績があった企業へは、総合評価落札方式において、評価への加点を実施してきました。具体的には、過去5年間継続して雪対策事業従事、及び、5年間で一度でも除雪表彰があった企業は3点の加点、以下、5年間のうち4年間の従事及び表彰があった場合は2.5点、また、5年間のうち3年間の従事及び除雪表彰があった企業は2点の加点、表彰はないが、3年間の雪対策事業従事の企業は1.5点加点となっております。

今回の評価方法の改正経過ですけれども、2021年度の大雪によって除排雪作業の大幅な遅れが生じ、市民生活や経済活動に大きな影響があったことから、札幌市は、翌年1月下旬から、関係団体、関係機関へ除排雪作業及び雪堆積場管理作業の応援要請を行いました。2022年7月、これらに伴う応援作業に従事した企業を表彰しております。

そして、同年12月に、大雪時における応援業務に関して表彰された企業に対して、総合評価落札方式において、新たな加点をすることを決定し、2023年1月1日以降に告示する工事からその適用をする改正を行っております。

この応援業務実施で加点の適用を受けた企業の場合、従来の最高加算点は3点に対し、改正後では5年間の従事実績2.5点プラスに、これまでの雪対策事業の表彰実績と大雪応援業務の表彰実績合わせて1点で、合計3.5点の加点となると思います。大雪応援業務の表彰の実績を有する企業は、これまで以上に工事の受注に非常に高い優位性を持つこととなります。

今回の改正は、大雪の応援作業によるものですが、応援期間は数日から数週間の短期間の作業であっても、従来の雪対策事業の3年から5年といった従事実績や一定の成績も必要とせず、一律で表彰対象となっている点で、インセンティブに大きな違いがあります。しかも、表彰実績の適用期間は、これまでの雪対策事業に係る表彰実績と同時に、5年間という長期間にわたり有効としております。

大雪で応援が必要であったことは否定しませんが、各マルチ共同企業体や雪堆積場管理では、限られた人員、機械体制の下、24時間フルに活動していた状況で、応援の意思は幾らあっても、業務範囲を遂行するのが精いっぱいだったと聞いております。中でも、何十年の実績年数があっても、マルチ共同企業体や雪堆積管理業務として受賞に至っていない企業も多く存在しております。

以前より、建設局雪対策室から、表彰に至るまでは、施工体制、出来高、安全管理など、当然、成績などが良好でなければ、受賞が難しいと説明を受けております。

今回の改正により、従来の評価点とは全く異なる加点方式となったことから、除雪事業協会をはじめ、多くの企業から、公平性に欠けるといった多くの声が私どもの会派にも寄せられております。

一昨年の具体的な応援事例は、雪堆積場管理の受注企業で、大雪のため、早い時期に開設対象となった雪堆積場が満杯となり、応援に出たケースや、札幌市内の降雪量のばらつきがあり、作業に

余裕があった地域から応援に行ったケースや、これまで除雪に従事していない企業が応援したケースがあり、いずれも対価のある応援作業であったと聞いております。しかし、同じ区内からの応援をした企業は受賞の対象外とするなど、整合性にも欠けていると言わざるを得ません。

今回の大雪対応表彰は、明確な表彰基準もなく、従来の総合評価落札方式の評価項目に加える改正を図ったことは、公平性に欠けるとともに、5年間の加点というインセンティブのため、応援作業だけに特化した企業の存在が生じるなど、今後、今回の基準を見直さなければ、マルチ除雪事業から撤退をする事業者が出るおそれがあるのではないかと思います。私は、このことが今後の札幌市の除雪の根幹を揺るがす要因になるのではないかと危惧しています。

そこで、質問ですが、大雪時における応援業務に関して、表彰された企業を総合評価落札方式において加点するよう改正し、さらに、その適用期間を現行マルチ除雪共同企業体に対する優良表彰と同じ、5年間で有効としています。このような改正は、公平性と除雪事業の存続に大きな影響を与えることから、早急に加点評価と適用期間について改善を図るべきと思いますが、どのように考えているのか、伺います。

●北川管財部長 除雪の緊急応援表彰における総合評価落札方式の加点評価と適用期間についてお答えをいたします。

令和4年1月には、記録的な大雪に見舞われ、市内各地で渋滞が発生し、公共交通が運休するなど、市民生活や市内の経済活動に大きな影響が及んだところでございます。

そのような状況の中、市民生活への影響を最小限にとどめるべく、開発局などの関係機関や災害防止協力会を通じて応援を要請するとともに、道路維持除雪業務受託者に対しても自区の作業にめどがついた企業体構成員に応援を打診することで、数十社の企業が応援要請に応じてくださり、緊急応援作業が実施されたところでございます。

こうした過去に例がない全市的な災害級の大雪に際し、緊急対応に協力をいただいた、地域に貢献する事業者に対しまして、雪対策室では、表彰を行うとともに、今後も、今回のような災害級の大雪に際し、応援要請に応じてくれる企業を促すため、インセンティブを与えることとして、評価項目としたものでございます。

令和5年1月より緊急応援表彰に関する運用を開始してまだ間もないため、その効果や総合評価落札方式への影響などについて、雪対策室と協議をしながら、適切に判断をしてみたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を全て終わりたいと思います。

札幌市は、これまでも幾度も大雪に見舞われましたけれども、その都度、マルチ共同企業体、雪堆積場管理企業は、市民生活を守るという大きな使命を持ち、それぞれの企業が結束と協力の下に乗り越えてきました。このため、除雪事業を継続的に支えるという観点から、工事においてその従事実績や優秀企業を評価し、除雪従事企業の存続につながるよう、加点方式を実施してきた経緯があります。

大雪時においては、様々な協力を仰がなければならぬと思いますが、一時的な応援作業が入札時における評価の加点となると、これまで築き上げてきた札幌市とマルチ企業などの信頼関係を揺るがすことになると思います。大雪時に応援企業を確保することも大事であります。これまで除雪事業を担ってきた企業の人員、機械、運搬作業などの施工体制を確実に確保するための支援の施策が重要であると考えます。今後とも、持続性の高い除雪事業とするため、今回の制度改正については、速やかに改善するよう、雪対策室と協議をして判断することを強く求めておきたいと思っております。

この大雪のときには、まず、問題点の一つとして、これまでも札幌市に大雪対策のマニュアルがありました。新たに見直されましたが、そのマ

ニューアルが有効に活用されていなかったことや、その当時、約70億円近い補正予算を組みましたけれども、それを2月15日、第1回定例会の招集日でなければ、議案、補正予算として提案できなかったところに、こうした対策がスムーズに進まなかった問題点があるわけであります。

入札制度全般的に申し上げましたけれども、たくさんの課題があるのですが、私どもも、それが全てすぐ解決するというふうには考えておりません。これだけの課題があるわけでありますから、やはり、しっかりと、適切なスピード感を持って改善をしてもらわなければいけないと思います。

市況連動型などもありますけれども、業界からは、こうした問題にたくさんの心配、反対の声が出ておりますので、ぜひとも、総合評価、最低制限価格などを含めた内容を充実していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

●**竹内孝代委員** 私からは、入札制度のうち、設計及び測量業務の総合評価落札方式について質問をさせていただきます。

設計及び測量業務の品質につきましては、公共工事そのものの品質を図る上でも大変重要な役割を果たすものであります。一般的な価格競争入札と発注バランスにしっかりと配慮をしながらも、総合評価落札方式の活用を図っていく、そうした必要があると考えております。

一方で、この総合評価落札方式の活用を進めていくためには、企業の事務負担軽減に配慮することが大変重要であるというふうに考えております。この参加資格審査に当たりましては、申請書類が一般的な価格競争入札よりも比較的多くなってしまう、こうしたことは大変理解できるものの、この入札参加に必要な事務負担が過大となりますと、入札を回避してしまうということが考えられます。また、こうしたことによりまして、優良な企業の受注意欲を損なってしまう、そうしたおそれもあるというふうに考えております。

そうした状況を踏まえまして、札幌市では、企業の事務負担軽減を図る観点から、各入札参加者

の自己採点をもって落札候補者を決定するという簡易確認方式を測量業務では実施しているというふうに承知をしております。

そこで、質問ですけれども、令和5年度の総合評価落札方式のうち、設計及び測量業務における簡易確認方式の実施割合についてお伺いをいたします。

また、総合評価落札方式におけるこの簡易確認方式を設計業務に拡大する予定はあるのか、併せてお伺いいたします。

●**北川管財部長** 簡易確認方式の活用について、まず1点目の簡易確認方式の実施割合についてお答えをいたします。

総合評価落札方式のうち、設計及び測量業務における簡易確認方式は、令和5年8月末現在で54件のうち30件、率にして55.6%で実施をしているところでございます。

また、2点目の簡易確認方式の設計業務への拡大についてでございますが、委員のご指摘のとおり、各企業の事務負担軽減につながり、ひいては、入札参加への意欲向上に資するものと考えられることから、設計業務についても積極的に拡大をしてまいりたいと考えております。

●**竹内孝代委員** 事務負担軽減に配慮されたこの簡易確認方式を、今後、設計業務にも拡大していくということであります。また、55.6%がこの簡易確認方式の実施割合となっておりますけれども、今後、設計業務ではこれまで未実施でしたので、まだまだ伸び代が大きいのではないかとこのように考えているところであります。

入札手続に係るこの事務負担の軽減によりまして、各企業の入札参加意欲が喚起され、結果的に優良企業の履行につながり、ひいては、質の高いインフラ整備が期待できるものと考えております。建設業界、また、設計業界の地域に果たす役割に鑑みますと、設計等をはじめ、公共工事の適切な入札環境の整備に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

この総合評価落札方式につきましては、価格と

技術力を総合的に評価した上で落札者を決定するものであります。技術力の評価が同じであれば、価格が低いほど、総合評価点が高くなる、そうした仕組みになっております。

札幌市では、令和2年から、設計業務の総合評価におけるダンピング対策としまして、調査基準価格を下回るほど、総合評価点が減点されていく、そうした方法を採用しているというふうに承知をしております。しかし、昨今は、燃料や生活物資、また、建設資材の高騰が仕事と暮らしを直撃し、建設労働者、職人のみならず、国民の生活を苦しめています。さらに、働き方改革の推進等による職場環境の整備を図ることや、技術者や労働者の賃金上げも、将来の担い手確保・育成の観点から大変重要な取組でありますので、その阻害要因となりかねないダンピング防止に向けて、しっかりとさらなる対策が必要であると考えております。

昨年、令和4年の3定におきまして、我が会派からは、設計業務における総合評価について、さらに踏み込んだダンピング対策が必要であるとの質問をいたしました。管財部長からは、今後、効果的な手法について検討してまいりたいといった答弁をいただいたところでございます。

そこで、まずは、改めて最新の状況についてお伺いいたします。

令和2年の改正以降、これまで、総合評価落札方式を適用した設計業務において、調査基準価格未満で落札された件数についてお伺いをいたします。

また、調査基準価格を下回る価格での落札が継続して発生しているようであれば、やはり、さらに踏み込んだダンピング対策が必要であると考えます。

そこで、二つ目の質問を併せて伺いますけれども、設計業務における総合評価落札方式のダンピング対策について、今後どのような見直しを行っていくのか、併せてお伺いをいたします。

●北川管財部長　まず、1点目のこれまでの調

査基準価格未満で落札された件数についてお答えをいたします。

設計業務における総合評価落札方式は、令和元年8月から実施をしたところでありまして、令和2年度は37件中5件、令和3年度は31件中6件、令和4年度は36件中2件、そして、令和5年度は、8月末現在ですが、24件中6件が調査基準価格未満で落札されているという状況になってございます。

また、2点目のダンピング対策の見直しについてでございますけれども、調査基準価格未満での応札への対応策として、総合評価点の算出方法を見直しまして、入札金額が調査基準価格未満となる場合は、総合評価点が一気に大幅な減点となることにより、ダンピング対策のさらなる強化を図ることを予定しているところでございます。

●竹内孝代委員　令和2年度から、調査基準価格を下回るほど、評価点が下がる仕組みが導入をされておりますけれども、今お話がありましたように、やはり、調査基準価格を下回る、いわゆる、言い換えますと、低入札価格かもしれないといった、そうした入札が特に今年度は増加傾向にあるということが分かります。

この対策といたしまして、今答弁いただきました、調査基準価格を下回ると総合評価点の算出において一気に大幅な減点となる、そういった仕組みを導入するということであります。調査基準価格を下回ると一気に評価が下がるということでもありますので、応札価格を慎重に決めることにつながるものではないかなというふうに思いますし、さらに踏み込んだダンピング対策になるのかというふうにも考えます。

言うまでもなく、設計及び測量業務の品質の確保というのは、公共工事の総合的なコストの縮減、そして、品質の向上に寄与するものであります。一般的な価格競争入札との発注バランスに配慮しつつ、入札事務の負担軽減、また、適正な応札価格を促していく、こうした改良を加えながら、総合評価落札方式の活用を図っていく必要が

あると申し上げまして、私の質問を終わります。

●松原淳二委員長 以上で、歳入のうち一般財源等の質疑を終了いたします。

次に、第1款 議会費 第1項 議会費の質疑を行います。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、第2款 総務費 第4項 選挙費の質疑を行います。

●篠原すみれ委員 私からは、選挙における障がいのある方への合理的配慮について伺います。

2016年に施行された障害者差別解消法では、行政や事業者が障がいのある方に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止し、障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときには、負担が重過ぎない範囲で対応することなどのいわゆる合理的配慮を求めています。

札幌市選挙管理委員会では、選挙における障がいのある方への合理的配慮の一つとして、2019年の統一地方選挙から選挙支援カードを活用しております。この選挙支援カードとは、選挙人が投票所において必要とする支援内容に丸印をつけ、それを選挙事務従事者に渡すことで、支援してほしい事柄や意思を伝えることができるというものです。

昨年、第1回定例会の予算特別委員会で、我が会派が選挙支援カードについて質問したところ、選挙管理委員会から、支援を必要とする一人でも多くの方に選挙支援カードを使用していただけるよう、幅広く周知してまいりたいとの答弁がありました。

使用人数については、2019年に行われた統一地方選挙では22人、同年、参議院議員通常選挙では38人、そして、2021年10月の衆議院議員総選挙においては18人であったというご答弁がありました。

そこで、質問ですが、本年4月に行われた統一地方選挙における選挙支援カードの使用実績を伺

います。

●石田選挙管理委員会事務局長 選挙支援カードの使用実績についてお答えいたします。

今年4月執行の統一地方選挙では、58人が使用いたしました。一昨年10月執行の衆議院議員総選挙と比べますと、40人の増となっております。

●篠原すみれ委員 使用人数や実績では決してはかれるものではございませんが、今のご答弁にあったような実績、そして、今回の使用人数の伸びが一過性のもとならぬよう、さらなる周知活動、啓発に取り組んでいただきたいです。加えて、より多くの支援を必要としている方に取組が届く活動を継続的にやっていくことが大切と考えます。

そこで、質問ですが、選挙管理委員会では、今回の選挙支援カードの使用人数の増加の要因をどのように認識しているのか、また、その要因を踏まえ、今後どのようにして使用の拡大を図っていく考えか、併せて伺います。

●石田選挙管理委員会事務局長 使用人数が増加した要因と使用拡大に向けた今後の取組についてお答えいたします。

使用の拡大を図るためには、一人でも多くの支援を必要とされる方に支援カードの存在を知っていただくことが何よりも重要と考えており、これまでも札幌市の公式ホームページなどにより周知してきたところでございます。これに加え、今年4月の統一地方選挙では、知的に障がいのある方の支援団体が会報誌に支援カードの説明文を掲載するとともに、送付の際に支援カードの実物を同封したことで、より効果的な周知を図られたことが、このたびの増加の一因であると認識しております。

このことを踏まえ、今後も、より多くの方に支援カードを知っていただけるよう、市のホームページやSNSを活用した周知に加え、支援団体と連携を図りながら、より効果的な情報発信に努めてまいります。

●篠原すみれ委員 ただいまの答弁の内容はと

ても効果的であると感じます。そして、障がいのある方が、日本国憲法第15条第1項に定める国民固有の権利である選挙権を行使するための一つの手段として有効である選挙支援カードを積極的に活用していただきたいです。また、障がいのある方以外でも、突発的な事故等で支援が必要となった方や、高齢の方でも利用可能であることの周知が必要と考えます。

次に、視覚に障がいのある方への支援について質問いたします。

今年の統一地方選挙の後、札幌市における点字投票に関する不適切な対応について、新聞等で報道がございました。その内容は、視覚に障がいのある方が期日前投票所において点字投票を申し出たところ、選挙事務従事者から、本当に目が不自由なのですかと聞かれたことに加え、本来必要がないにもかかわらず、身分を証明するものの提示を求められ、身体障害者手帳を見せたとのことです。

このほかにも、当日、投票所に点字器が配備されていなかった、配備されている数が1台であるために、2人で訪れた視覚に障がいのある方のうち、お1人が待たされたという事例もあったと聞いております。選挙人の方が不快を感じたり、環境が整備されていないことで投票を待たされたりすることのないよう、障がいのある方の立場に立った支援や対応が必要です。

そこで、質問ですが、このたびの件を受け、選挙管理委員会では、視覚に障がいのある方への合理的配慮についてどのような改善を図ったのか、伺います。

●石田選挙管理委員会事務局長 点字投票に関する事務の改善点についてお答えいたします。

ただいまのご質問にありました件については、点字投票を申し出た方に不快な思いやご不便をおかけしましたことを大変申し訳なく思っております。

本件を教訓としまして、視覚に障がいのある方の当事者団体から助言をいただきながら、投票所

の従事者マニュアルの見直しなどを図ったところでございます。具体的には、再発防止のため、従事者マニュアルに視覚に障がいのある方が来場したときの声かけの仕方などの留意点や今回の事例を載せることといたしました。また、点字投票の申出があった際に速やかに対応できるよう、点字投票に必要な一式がそろっているかを投票開始前に投票管理者が再確認する手順に改めるとともに、点字投票をする方を待たせることがないように、全投票所に点字器を2台ずつ配備することといたしました。

今後、同様なことが二度と起こらないよう、従事者に対する事前説明を徹底し、視覚に障がいのある方への対応について一層配慮してまいります。

●篠原すみれ委員 今のご答弁で、今回の件を細かく振り返り、いろいろな改善点を見い出して、これから取り組んでいくというのを理解できました。そして、同じく答弁にもあったように、誰が対応しても同様のご対応ができるように期待するとともに、今回の統一地方選挙で行われたようなことが二度と起こらないよう、事前説明を徹底していただくよう求めます。

秋元市長が公約に掲げている、誰もが自分らしく活躍できる持続可能なまちをつくるためには、障がいの有無や特性にかかわらず、誰もが互いの個性や違いを認めて尊重し合うことが共生社会の実現に必要不可欠であることは、選挙も同様ではないでしょうか。選挙権を持つ誰もがひとしくその権利を行使できる環境整備が行政に求められているのではないのでしょうか。

冒頭でも述べたとおり、障害者差別解消法で求めている合理的配慮に対する意識の醸成を図り、先ほどの答弁にあったさらなる取組を積み上げていくことが、障がいの有無に関係なく、政治に参画しやすい環境づくりにつながるのではないかと考えます。

選挙管理委員会にあつては、視覚に障がいのある方に限らず、広く障がいのある方への合理的配

慮に努めていただくよう求め、私の質問を終わります。

●松原淳二委員長　以上で、第4項 選挙費の質疑を終了いたします。

次に、第5項 人事委員会費及び第6項 監査委員費の質疑を行います。いずれも通告がありませんので、質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月10日火曜日午後1時から、消防局及び環境局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

---

散 会 午後3時34分